

石巻市複合文化施設仮予約受付の概要

石巻市複合文化施設条例が施行するまでの期間、準備行為として行う施設貸館のための受付（市が主催及び共催して使用するものを除く一般使用による仮予約受付をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

1 受付対象施設

- (1) ホール等 大ホール（中ホール利用を含む）、小ホール、市民ギャラリー及びホールと同時に利用する小楽屋等
- (2) 研修室等 研修室、和室、活動室、創作室、アトリエ等

2 受付時間等

- (1) 受付期間 令和2年8月1日から条例施行日の前日まで（ただし、受付開始日は受付対象施設ごとに下記3のとおりとする。）
- (2) 受付日 次の日以外の日
 - ア 月曜日。ただし国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日（その日が休日のときは、その翌日。）
 - イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

3 貸館、受付日程等

	受付開始日	使用日に応じた 受付期間	施設使用開始日 (予定)
ホール等	令和2年8月1日	使用日の属する月の12か月前から	令和3年6月1日
研修室等	令和2年10月1日	使用日の属する月の6か月前から	令和3年4月1日

備考 令和2年8月のホール等の受付は、令和3年6月から8月までの使用日に係る受付を行う。
翌月からは12か月後の1か月分毎を受付する。